

香川県報



第 101 号

平成 16 年

12月21日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●香川県予算規則の一部を改正する規則 （政策課） 一

●消費生活協同組合法施行細則等の一部を改正する規則 （県民参画課、みどり整備課、生活衛生課、農業経営課） 二

●児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 （子育て支援課） 二

●香川県会計規則の一部を改正する規則 （会計課） 二

告 示

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

道路の区域変更 （水産課）

道路の区域変更及び供用開始 （道路保全課）

公 告 （ ） 三

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 （県民参画課）

地方税法の規定による特約業者の指定の取消し （税務課）

一般競争入札の実施 （県立病院課）

土地改良事業に係る換地計画の適否決定 （土地改良課） 六

開発行為に関する工事の完了 （建築課） 四

警察本部告示

平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部改正

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

監査委員公表

監査結果の公表

規 則

香川県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十二号

香川県予算規則の一部を改正する規則

香川県予算規則（昭和三十九年香川県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「地方労働委員会事務局次長」を「労働委員会事務局次長」に改め、同条第二号中「地方労働委員会事務局次長」を「労働委員会事務局次長」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

消費生活協同組合法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十三号

消費生活協同組合法施行細則等の一部を改正する規則

（消費生活協同組合法施行細則の一部改正）

第一条 消費生活協同組合法施行細則（平成十二年香川県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（香川県農業改良資金貸付規則の一部改正）

第一条 香川県農業改良資金貸付規則（平成十五年香川県規則第四号）の一部を次のように改正する。

（第九一九五号）

第二号様式農業改良資金借用証書特約条項第一条第三号及び第六号様式農業改良資金
県貸付金借用証書特約条項第二条第三号中、「尨附」を「尨附申論濶濶」に改める。

(香川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第三条 香川県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年香川県規則第九十六号)の
一部を次のように改正する。

第二号様式林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第一条第五号及び第六号様式林
業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項第二条第五号中、「尨附」を「尨附申論
濶濶」に改める。

(香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 香川県ふぐの処理等に関する条例施行規則(平成十六年香川県規則第六十九号)
の一部を次のように改正する。

第六号様式中、「尨附」を「尨附申論濶濶の濶濶」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(平成二年香川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条から第十三条までを次のように改める。

第九条から第十三条まで 削除

第十八条中、「保護受託者」を削り、「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改め
る。

第十五号様式から第十八号様式までを次のように改める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定(「保
護受託者」を削る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十五号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第三条第一項第四号中、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第七十五条第八号中、「里親等」を「里親」に改める。

第九十九条第一号中、「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十七条第四号中、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

別表第四会計課の出納員の項中、「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改
める。

附 則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

告 示

香川県告示第八百三十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による
届出を審査した結果、志度加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつ
たと認めたとで告示する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第八百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次
のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月二十一日から平成十七年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 観音寺普通寺線（四十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		備考
	後	前	
観音寺市観音寺町字上新開甲二二三番一地先から 観音寺市観音寺町字上新開甲二三番一地先まで	一八・〇	二二・〇	道路改良工事による現道拡幅
	二二・〇	二三・五	

香川県告示第八百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月二十一日から平成十七年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 観音寺普通寺線（四十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		備考
	後	前	
観音寺市観音寺町字上新開甲二二三番一地先から 観音寺市観音寺町字上新開甲二三番一地先まで	一八・〇	二二・〇	道路改良工事による現道拡幅
	二二・〇	二三・五	

供用開始の期日	観音寺市観音寺町字上新開甲二二三番一地先から 観音寺市観音寺町字上新開甲二二三番八地先まで	
	後	前
平成十六年十二月二十一日	一六・〇	二三・五
	四八	四八

境界確認による台帳の訂正

公 告

香川県告示第六百八号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月十日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日
平成十六年十二月十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人 あんず
白澤 修
さぬき市長尾東二二七番地
 - 三 定款に記載された目的
この法人は、支援を必要とする障害者や高齢者とその家族に対して、住み慣れた地域で安心して、生活できるようにするための地域生活支援や相談に関する事業を行い、支援を必要とする者とその家族への生活の自己選択の幅を広げられるような地域福祉に寄与することを目的とする。
- 香川県告示第六百九号
 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
石川石油株式会社	石川 信幸	観音寺市坂本町三一八	平成十六年十二月十四日
株式会社昭和興産	村上 武	高松市東八ヶ町八七七	平成十六年十二月十四日

香川県公告第六百十号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号、以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 購入物品名及び数量 X線コンピュータ断層撮影装置 一式
- 2 購入物品の要求諸元 仕様書による。
- 3 納入場所 香川県立中央病院
- 4 納入期限 平成十七年三月三十一日
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

1 入札説明書の交付

平成十六年十二月二十一日から平成十七年一月十三日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び十二月二十九日から一月三日までを除く午前八時三十分から午後五時）

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七 八三二 三三三〇 FAX〇八七 六二 〇〇五九

2 入札説明会の日時及び場所

平成十七年一月十三日 午後二時 香川県立中央病院南館一〇階第一会議室

3 現場下見の日時及び場所

平成十七年一月十三日 午後三時 香川県立中央病院

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十七年一月十七日正午までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書はFAXも可とする。）

回答は、平成十七年一月二十一日から平成十七年二月一日まで（休日を除く午前八時三十分から午後五時）まで、香川県健康福祉部県立病院課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十七年二月十五日 午後二時 香川県庁本館二階第五会議室

- 六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十七年二月十四日午後五時までとする。）
- 七 入札保証金及び契約保証金

規則第百五十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十

七年二月一日午後三時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県健康福祉部県立病院課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十七年二月一日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第三十九条第一項の規定に基づく医療用具の販売業の届出を行っている者であること。

6 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

7 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

8 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の5、6、7及び8の要件を満たすことを証明する書類を平成十七年二月一日午後三時まで、三の1に示した場所に提出し、当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、

平成十七年二月十日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知及び公表に関する要綱に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。

2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased : Computed Tomography System, 1 set
- 2 Time-limit for tender : 2:00 p.m., February 15, 2005 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., February 14, 2005)
- 3 Contact point for the notice : Prefectural Hospitals Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL 087-832-3310
- 4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

香川県公告第六百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、香川県三郎池土地改良区の土地改良事業（非補助土地改良事業道池下流地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第六百一十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丸亀市川西町北字土井ノ内五二四 一、五二四 二、五二四 三、五二五 一、五二五 六 一、五二七 一、五二七 二、五二八 一、五三〇 一、五三三 一、五三三 二、五三三 三、五三三 四、五二四、五二五及び五二六 一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市松島町二丁目六 一 株式会社たまや 代表取締役 中尾元紀

神戸市西区学園西町五丁目一 進藤春男
丸亀市川西町北六八三 近藤義和

警察本部告示

香川県警察本部告示第十一号

平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部を次のように改正し、平成十六年十二月二十一日から施行する。

平成十六年十二月二十一日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

一 のト及びチを次のように改める。

ト 香川県高松北警察署長印

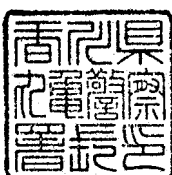


チ 香川県高松南警察署長印



一 のルを次のように改める。

ル 香川県丸亀警察署長印



選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出

事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十六年十二月二十一日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支路

政党団体の名称	異動事項	旗	目
自由民主党香川県たのめ市選挙区第一支路	政治団体の名称	自由民主党香川県たのめ市選挙区第一支路	自由民主党香川県大川選挙区第一支路
自由民主党香川県豊後選挙区	主たる事務所 の所在地	香川県香川町川東上一七九一九	高松市穂市町九六一五
	会社責任者の氏名	川田 敏	二川 俊臣

香川県公表

香川県監査委員公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年12月21日

香川県監査委員 鎌田守恭

同 名和基延
同 石川 瀬 治
同 広 員 義

第1 監査対象法人 高松空港ビル株式会社

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金等の額 出資金 466,666,500円
貸付金

前年度未貸付残高 104,000,000円
当年度貸付額 958,100,000円
当年度償還額 1,010,100,000円
当年度未貸付残高 52,000,000円

4 事業の概要

当会社は、空港利用者への良質なサービスを提供できる空港ターミナルビルの建設と運営に当たる組織として設立され、貸室業や航空事業者への役務の提供、広告代理業等を実施している。

5 監査の結果

出資金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第2 監査対象法人 社団法人香川県トラック協会

- 1 監査対象年度 平成15年度
 - 2 監査実施年月日 平成16年11月19日
 - 3 県の交付金の額 175,499,000円
 - 4 監査の結果
運輸事業振興助成交付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。
- 第3 監査対象団体 高松空港振興期成会
- 1 監査対象年度 平成15年度
 - 2 監査実施年月日 平成16年11月5日
 - 3 県の負担金の額 62,884,000円
 - 4 監査の結果
高松空港振興期成会負担金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って

おおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第 4 監査対象法人 財団法人香川情報化推進機構

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月5日
- 3 県の出資金等の額 出資金 5,000,000円
補助金 52,106,000円

4 事業の概要

当財団は、情報化に関する普及啓発、調査研究、人材育成等を行うことにより、香川県における調和のとれた情報化を推進し、もって県民福祉の向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第 5 監査対象法人 学校法人花岡学園

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月16日
- 3 県の補助金の額 234,596,892円
- 4 監査の結果

学校法人花岡学園が設置する坂出第一高等学校等の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第 6 監査対象法人 学校法人上戸学園

- 1 監査対象年度 平成15年度

- 2 監査実施年月日 平成16年11月16日
- 3 県の補助金の額 235,837,741円
- 4 監査の結果

学校法人上戸学園が設置する香川西高等学校等の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第 7 監査対象法人 学校法人聖母学園

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月19日
- 3 県の補助金の額 132,205,000円
- 4 監査の結果

学校法人聖母学園が設置する桜町聖母幼稚園等の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり検討指示事項があった。

なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。

- (1) 指摘事項
該当事項なし
- (2) 指導注意事項
該当事項なし
- (3) 検討指示事項

教職員の諸手当について、各幼稚園の判断により支給しているものが見受けられたので、規程改正も含め支給基準を検討する必要がある。

第 8 監査対象法人 財団法人明治百年記念香川県青少年基金

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月5日
- 3 県の出資金の額 590,000,000円
- 4 事業の概要

当財団は、明治百年を記念して、香川の青少年がその成果を受けつゞけりと責任を自覚し、自らの手で次代を開く夢と希望に満ちて進むよう青少年育成事業を積極的に実施し、その健全育成を期し、郷土の進展に寄与することを目的として設立され、青少年文庫の設置運営、青少年の国際交流事業等を実施している。

- 5 監査の結果
出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第9 監査対象法人 財団法人香川県国際交流協会

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月9日
- 3 県の出資金等の額
出資金 1,000,000,000円
補助金 23,604,803円
委託金 56,553,649円

- 4 事業の概要
当財団は、県、市町、民間団体等と連携しつつ、多くの県民の参加の下に国際交流を推進し、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって、県民福祉と世界に開かれた地域づくりの促進に寄与することを目的として設立され、国際交流事業の企画及び推進、民間団体の国際交流活動に対する支援等の各種事業を実施している。
- 5 監査の結果
出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第10 監査対象法人 財団法人吉野川水源地域対策基金

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月9日
- 3 県の出資金の額 202,050,000円
- 4 事業の概要

当財団は、吉野川水系における治水及び利水のための諸施策の推進、水没関係住民の生活の安定及び水没関係地域の振興を図り、もって流域関係地域の振興と一体的発展に資することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

- 5 監査の結果
出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第11 監査対象法人 財団法人かがわ水と緑の財団

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金等の額
出資金 10,000,000円
委託金 155,970,000円

- 4 事業の概要
当財団は、森林公園及び香川用水記念公園の管理運営、林業労働力の確保、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進を図り、もって田園都市香川の形成及び国際貢献に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。
- 5 監査の結果
出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第12 監査対象法人 財団法人香川県環境保全公社

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月9日
- 3 県の出資金の額 129,050,000円
- 4 事業の概要

当財団は、廃棄物の適正な処理を推進することにより、生活環境の保全を図ると

もに、県内産業の健全な発展を期することを目的として設立され、廃棄物の処理に関する事業等を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第13 監査対象法人 財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団

1 監査対象年度 平成15年度

2 監査実施年月日 平成16年12月9日

3 県の出資金の額 400,000,000円

4 事業の概要

当財団は、県内における民間の社会福祉施設の種類、施設及び設備の整備並びに職員の研修等に対する助成事業並びに職員の退職手当共済制度に関する事業を行うことにより、社会福祉の向上及び増進に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第14 監査対象法人 財団法人香川県ボランティア基金

1 監査対象年度 平成15年度

2 監査実施年月日 平成16年12月9日

3 県の出資金の額 250,000,000円

4 事業の概要

当財団は、ボランティア活動の振興・調整及びボランティア活動に関する調査・研究等を行い、もって県民福祉の増進に寄与することを目的として設立され、ボランティア活動の振興を図るための各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第15 監査対象法人 財団法人かがわ健康福祉機構

1 監査対象年度 平成15年度

2 監査実施年月日 平成16年12月9日

3 県の出資金等の額 出資金 428,000,000円

補助金 92,482,728円

委託金 457,836,784円

4 事業の概要

当財団は、県民の健康増進と社会福祉の向上に必要な知識・技術の普及や人材の育成を図るとともに、高齢者がこれまで培った豊かな経験と能力を社会の各分野で発揮できるよう支援することにより、県民だれもが生涯を通じて、健康で明るい生きがいを持って暮らせる社会の実現に寄与することを目的として設立され、県民の健康増進と社会福祉活動の拠点としての各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第16 監査対象法人 財団法人香川県国民年金福祉協会

1 監査対象年度 平成15年度

2 監査実施年月日 平成16年12月9日

3 県の出資金の額 34,000,000円

4 事業の概要

当財団は、国民年金制度の趣旨の徹底並びに国民年金の被保険者及び年金受給権者等の福祉の向上に寄与することを目的として設立され、国民年金健康保養センターの受託経営等の事業を実施している。

<p>5 監査の結果 出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。 なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 当財団が取得した財産が設立当初より財産目録に記載されず、収支計算書や貸借対照表に反映されていないので、改善が必要である。</p> <p>(3) 検討指示事項 該当事項なし</p>	<p>2 監査実施年月日 平成16年11月10日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円 補助金 12,748,000円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、身体障害者の自立更生等を援助し、社会福祉の増進を図ることを目的として設立され、身体障害者福祉事業の総合企画、調査研究等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>
<p>第17 監査対象法人 財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団 平成15年度</p> <p>1 監査対象年度 平成15年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成16年11月10日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 520,000,000円 補助金 63,076,000円 委託金 440,936,873円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、児童・青少年の福祉の増進を図ることを目的として設立され、児童・青少年の健全育成施設の運営及び児童・青少年の健全育成のための各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。 なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>第19 監査対象法人 財団法人香川いのちのりー財団 平成15年度</p> <p>1 監査対象年度 平成15年度</p> <p>2 監査実施年月日 平成16年11月10日</p> <p>3 県の出資金等の額 出資金 59,430,000円 補助金 4,427,000円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、腎臓移植に関する援助を行うとともに、臓器移植に関する関係機関との連絡調整、臓器移植に関する知識の普及啓発等を行うことにより、県民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として設立され、腎臓移植に関する助成、臓器提供意思表示カード普及及び臓器移植に関する普及啓発事業等を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されていると認められたが、次のとおり指導注意事項があった。 なお、その他の軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項</p>
<p>第18 監査対象法人 財団法人香川県身体障害者協会 平成15年度</p> <p>1 監査対象年度 平成15年度</p>	

ア 法人の事業計画及び収支予算は、会計年度開始前に理事会の議決を得る必要がある。

イ 会計処理について、内部けん制システムを確立する必要がある。

(3) 検討指示事項

該当事項なし

第20 監査対象法人 財団法人香川県食鳥衛生検査センター

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円
補助金 17,664,836円

4 事業の概要

当財団は、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として設立され、食鳥検査等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第21 監査対象法人 財団法人香川県生活衛生営業指導センター

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月11日
- 3 県の出資金等の額 出資金 1,500,000円
補助金 20,235,000円

4 事業の概要

当財団は、香川県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第22 監査対象法人 社会福祉法人香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター

第22 監査対象法人 社会福祉法人香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月11日
- 3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円
委託金 1,915,471,927円

4 事業の概要

当事業団は、県と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、身体に障害のある者の福祉の増進を図ることを目的として設立され、肢体不自由者施設、身体障害者福祉センター、肢体不自由児施設及び身体障害者医療センターの受託経営を行っている。

5 監査の結果

出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第23 監査対象法人 社会福祉法人香川県社会福祉事業団

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月16日
- 3 県の出資金等の額 出資金 16,000,000円
委託金 599,573,644円

4 事業の概要

当事業団は、県と一体となって、創意工夫を凝らした多様な福祉サービスを提供し、知的障害者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設香川県ふじみ園並

びに知的障害者福祉ホーム香川県ふじみ園福祉ホームの受託経営等の事業を実施している。

- 5 監査の結果
出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第24 監査対象法人 財団法人かがわ産業支援財団

- 1 監査対象年度 平成15年度
2 監査実施年月日 平成16年11月19日
3 県の出資金等の額
出資金 4,768,803,207円
補助金 566,630,997円
貸付金
前年度未貸付残高 4,016,205,375円
当年度貸付額 73,400,000円
当年度償還額 337,001,500円
当年度未貸付残高 3,752,603,875円
委託金 120,361,648円

4 事業の概要

当財団は、香川県における産業及び学術の振興発展と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的として設立され、新産業の創出、産業技術の高度化、科学技術の振興、中小企業の経営基盤の強化等を図るため総合的な支援事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金、貸付金及び委託金に係る出納その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第25 監査対象法人 香川県信用保証協会

- 1 監査対象年度 平成15年度
2 監査実施年月日 平成16年11月19日
3 県の出資金等の額
出資金 3,991,856,289円
補助金 149,561,031円
貸付金
前年度未貸付残高 0円
当年度貸付額 37,815,000,000円
当年度償還額 37,815,000,000円
当年度未貸付残高 0円

4 事業の概要

当協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的として設立され、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証等の各種業務を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第26 監査対象法人 財団法人香川県産業交流センター

- 1 監査対象年度 平成15年度
2 監査実施年月日 平成16年12月9日
3 県の出資金等の額
出資金 7,000,000円
補助金 9,000,000円
委託金 235,755,361円

4 事業の概要

当財団は、産業の振興及び発展並びに県民の文化の向上に寄与することを目的として設立され、香川県産業交流センターの管理及び運営を行い、見本市、展示会等の誘

致及び開催等の事業を実施している。

- 5 監査の結果
出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第27 監査対象法人 財団法人高松勤労者総合福祉振興協会

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金の額 35,000,000円
- 4 事業の概要

当財団は、勤労者に対し、職業に関する相談等各種の相談に応じ、及び職業に関する情報を提供し、並びに教養、文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供すること等により、勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図り、もって雇用の促進と職業の安定に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第28 監査対象法人 財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金等の額 出資金 150,000,000円
補助金 3,438,329円

4 事業の概要

当財団は、国内外の観光及びコンベンションの誘致を行うことにより、高松市の観光振興と高松市及び香川県におけるコンベンションの振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第29 監査対象法人 財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金等の額 出資金 263,000,000円
委託金 231,730,000円

4 事業の概要

当財団は、瀬戸大橋記念公園及び坂出緩衝緑地の適切な管理及び運営を行い、もって活力ある地域の振興に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第30 監査対象法人 財団法人サンポート財団

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金等の額 出資金 5,000,000円
補助金 12,847,851円
委託金 21,940,012円

4 事業の概要

当財団は、サンポート高松の賑わい創出事業と公共施設の効率的な管理等を行うことにより地域の活性化を図り、もって公益の増進に資することを目的として設立され、

サンポート高松の振興に関する事業を実施している。

- 5 監査の結果
出資金、補助金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第31 監査対象法人 財団法人香川県農業振興公社

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金等の額
出資金 1,722,000,000円
補助金 87,634,528円
- 4 事業の概要
貸付金 52,500,000円

4 事業の概要
当財団は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等による農地保有の合理化を促進するとともに、意欲ある農業者の創意工夫を生かした、生産性及び収益性の高い農業の確立並びに近代的な農業経営を担うにふさわしい青年等就農者を育成するための活動を支援し、もって香川県の農業の振興に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第32 監査対象法人 社団法人香川県青果物生産出荷安定基金協会

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月16日
- 3 県の出資金等の額
出資金 185,989,000円
補助金 234,164,764円

4 事業の概要

当協会は、青果物の安定的な生産出荷の促進、経営安定対策、需要拡大対策等の事業を実施することにより、本県の野菜、果樹産地の振興と農家経営の安定に資することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第33 監査対象法人 香川県漁業信用基金協会

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金の額 351,350,000円
- 4 事業の概要

4 事業の概要
当協会は、中小漁業融資保証法に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することにより中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設立され、漁業近代化資金等の債務保証事業を行っている。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第34 監査対象法人 財団法人香川県水産振興基金

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金の額 1,204,000,000円
- 4 事業の概要

当財団は、本県の産業経済の振興安定に寄与することを目的として設立され、稚魚

放流事業に対する助成事業や粉石けんの使用促進を図る公害対策事業を実施するとともに、ヒラメ等の種苗生産と配付を県の委託を受けて実施している。

- 5 監査の結果
出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第35 監査対象団体 第24回全国豊かな海づくり大会香川県実行委員会

- 1 監査対象年度 平成15年度及び平成16年度
2 監査実施年月日 平成16年11月11日
3 県の負担金の額 平成15年度 39,356,000円
平成16年度 484,998,000円

- 4 監査の結果
第24回全国豊かな海づくり大会香川県実行委員会負担金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第36 監査対象法人 香川県土地開発公社

- 1 監査対象年度 平成15年度
2 監査実施年月日 平成16年11月12日
3 県の出資金等の額 出資金 50,000,000円
貸付金

前年度未貸付残高	8,413,223,463円
当年度貸付額	10,922,593円
当年度償還額	3,137,290,623円
当年度未貸付残高	5,286,855,433円
債務保証	
当年度未債務保証残高	14,100,000,000円

4 事業の概要

当社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的として設立され、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等の事業を実施している。

- 5 監査の結果
出資金、貸付金及び債務保証に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第37 監査対象法人 財団法人香川県建設技術センター

- 1 監査対象年度 平成15年度
2 監査実施年月日 平成16年11月19日
3 県の出資金の額 20,500,000円

- 4 事業の概要
当財団は、地方公共団体が施行する建設事業の円滑かつ適正な執行に協力するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立され、建設技術に関する研修、講習及び指導、建設事業に関する設計、積算及び施行管理等の事業を実施している。

- 5 監査の結果
出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第38 監査対象法人 香川県道路公社

- 1 監査対象年度 平成15年度
2 監査実施年月日 平成16年11月12日
3 県の出資金等の額 出資金 1,568,782,000円
貸付金

前年度未貸付残高	9,161,742,000円
当年度貸付額	558,000,000円

<p>当年度償還額 950,843,000円 当年度未貸付残高 8,768,899,000円</p>	
<p>4 事業の概要 当公社は、香川県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>	<p>第40 監査対象法人 香川県住宅供給公社</p> <p>1 監査対象年度 平成15年度 2 監査実施年月日 平成16年11月12日 3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円 委託金 568,288,140円</p> <p>4 事業の概要 当公社は、県の住宅対策に呼応し、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設立され、住宅の建設、分譲及び県営住宅の管理等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>
<p>第39 監査対象法人 財団法人香川県下水道公社</p> <p>1 監査対象年度 平成15年度 2 監査実施年月日 平成16年12月9日 3 県の出資金等の額 出資金 340,000,000円 補助金 24,307,000円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、県の下水道の円滑な維持管理を図るとともに市町の下水道の整備を促進し、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的として設立され、県の下水道の維持管理業務、市町の下水道台帳の調整助成、下水道の整備に関する広報等の事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。</p>	<p>第41 監査対象法人 財団法人香川県体育協会</p> <p>1 監査対象年度 平成15年度 2 監査実施年月日 平成16年12月9日 3 県の出資金等の額 出資金 11,000,000円 補助金 2,999,000円</p> <p>4 事業の概要 当財団は、県民総体育の精神にのっとり、スポーツを普及奨励し、スポーツ精神を養うとともに、全ての県民が、生涯体育・生涯スポーツが実践できるような諸条件の整備につとめ、県民の体カづくりに寄与することを目的として設立され、国民体育大会への選手の派遣など各種事業を実施している。</p> <p>5 監査の結果 出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第42 監査対象法人 財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年12月9日
- 3 県の出資金等の額 出資金 1,010,000,000円
委託金 916,818,793円

4 事業の概要

当財団は、文化事業を実施するとともに、自主的、創造的な芸術文化活動を助長し、もって本県における個性豊かな文化の向上発展に寄与することを目的として設立され、芸術文化鑑賞機会の提供、地域芸術文化の振興等の事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び委託金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。

第43 監査対象法人 財団法人香川県暴力追放運動推進センター

- 1 監査対象年度 平成15年度
- 2 監査実施年月日 平成16年11月12日
- 3 県の出資金の額 503,360,000円
- 4 事業の概要

当財団は、暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済のための活動を推進することにより、暴力のない安全で平穏な社会の実現に寄与することを目的として設立され、暴力追放相談事業、不当要求防止責任者事業、暴力排除広報啓発事業等を行っている。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿っておおむね適正に執行されており、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、口頭により指導を行った。